

香川県立学校職員の人事評価に関する規則及び香川県市町立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月26日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第16号

香川県立学校職員の人事評価に関する規則及び香川県市町立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

(香川県立学校職員の人事評価に関する規則の一部改正)

第1条 香川県立学校職員の人事評価に関する規則(昭和33年香川県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(人事評価の種類及び実施の時期)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 条件評定 条件付採用期間中の職員のうち、教諭、助教諭及び講師にあっては当該職員の条件付採用期間が開始した日から起算して10月を経過した日、その他の職員にあっては当該職員の条件付採用期間が開始した日から起算して<u>4月</u>を経過した日</p> <p>(3) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(人事評価の種類及び実施の時期)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 勤務評定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時期に行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 条件評定 条件付採用期間中の職員のうち、教諭、助教諭及び講師にあっては当該職員の条件付採用期間が開始した日から起算して10月を経過した日、その他の職員にあっては当該職員の条件付採用期間が開始した日から起算して<u>5月</u>を経過した日</p> <p>(3) 略</p> <p>3 略</p>

(香川県市町立学校職員の人事評価に関する規則の一部改正)

第2条 香川県市町立学校職員の人事評価に関する規則(昭和33年香川県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(人事評価の種類及び実施の時期)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 条件評定 条件付採用期間中の職員のうち、教諭、助教諭及び講師にあっては当該職員の条件付採用期間が開始した日から起算して10月を経過した日、その他の職員にあっては当該職員の条件付採用期間が開始</p>	<p>(人事評価の種類及び実施の時期)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 勤務評定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時期に行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 条件評定 条件付採用期間中の職員のうち、教諭、助教諭及び講師にあっては当該職員の条件付採用期間が開始した日から起算して10月を経過した日、その他の職員にあっては当該職員の条件付採用期間が開始</p>

した日から起算して4月を経過した日

(3) 略

3 略

した日から起算して5月を経過した日

(3) 略

3 略

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。